

四日市市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第1号

四日市市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

四日市市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年四日市市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付額)</p> <p>第3条 会派に対する政務活動費の交付額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額70,000円を乗じて得た額を基礎とし、<u>4月1日から翌年3月31日までを範囲として算定した額を上限とする。</u></p> <p>2から4まで (略)</p>	<p>(交付額)</p> <p>第3条 会派に対する政務活動費の交付額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額70,000円を乗じて得た額とする。</p> <p>2から4まで (略)</p>
<p>(交付の方法及び交付請求)</p> <p>第4条 <u>会派の代表者は、政務活動費の交付を受けようとするときは、月を単位として、支出に係る領収書その他の証拠書類を添付した上で、議長を経由して、市長に請求しなければならない。ただし、規則に定める経費については、概算払又は前金払による交付を請求することができる。</u></p>	<p>(交付の方法)</p> <p>第4条 <u>市長は、政務活動費を前期（4月から12月）及び後期（1月から3月）に分けて、各期の交付額の算定対象となる最初の月（以下「交付月」という。）に当該期に属する月数分を交付する。ただし、議員の任期が満了する年度の前期については、「4月」とあるのは「5月」と読み替え、交付月は6月とする。</u></p>

2 市長は、前項の規定による政務活動費の交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付するものとする。

2 市長は、交付月の10日に、政務活動費を交付する。ただし、その日が市の休日に当たる場合は、当該休日の翌日に交付する。

(所属議員数の異動に伴う交付額の調整)

第5条 市長は、各期の途中において会派の所属議員数に異動が生じた場合は、当該異動が生じた日（以下この条において「異動日」という。）の属する月の翌月（異動日が基準日に当たるときは、当月）の末日までに、次の各号に定めるところにより、各期の政務活動費の交付額を調整するものとする。

(1) 既に交付した政務活動費の額が、異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、会派に対し、当該下回る額を追加して交付する。

(2) 既に交付した政務活動費の額が、異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、会派に対し、当該上回る額の返還を求める。

(会派の解散に伴う手続)

第6条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派が、各期の途中において解散した場合は、当該会派に対し、次の各号に定める手続を行うものとする。

(1) 会派の解散の日の属する月の翌月

第5条 (略)

第6条 (略)

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散した場合は、当該会派の代表であった者は、速やかに前項の収支報告書を議長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 市長は、会派に対し、一会計年度の途中に議員の辞職、失職、除名若しくは死亡、所属会派からの脱会又は議会の解散があった場合において、当該会派が第3条に規定する政務活動費の額を超えて交付を受けていたときは、当該超過した額の返還を求めるものとする。

分(当該解散の日が基準日に当たるときは、当月分)以降の政務活動費の返還を求めること。

(2) 第9条に規定する収支報告書の提出を求めること。

(3) 第10条の規定に準じ、政務活動費の返還を求めること。

第7条 (略)

第8条 (略)

(収支報告書の提出)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、証拠書類を添付した上で、議長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第10条 市長は、会派に対し、一会計年度において交付した政務活動費の総額から当該会派が当該会計年度において第7条に定める経費の範囲に基づいて支出した経費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する政務活動費の返還を求めるものとする。

<p>2 市長は、会派が<u>第5条</u>に規定する政務活動費を充てることのできる経費の範囲を逸脱した場合は、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を求めることができる。</p> <p>(透明性の確保)</p> <p><u>第9条</u> 議長は、<u>第7条</u>の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>別表 (<u>第5条</u>関係) (略)</p>	<p>2 市長は、会派が<u>第7条</u>に規定する政務活動費を充てることのできる経費の範囲を逸脱した場合は、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を求めることができる。</p> <p>(透明性の確保)</p> <p><u>第11条</u> 議長は、<u>第9条</u>の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>別表 (<u>第7条</u>関係) (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

(四日市市議会基本条例の一部改正)

3 四日市市議会基本条例（平成23年四日市市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(政務活動費)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>(政務活動費)</p> <p>第19条 (略)</p>

2 会派又は議員は、四日市市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年四日市市条例第5号）第5条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲において、政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

2 会派又は議員は、四日市市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年四日市市条例第5号）第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲において、政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

（議会事務局議事課）